

市民と市の協働で狭い道路の拡幅を  
安心・安全に暮らせるまちづくり

## 狭あい道路拡幅整備事業のご案内



境港市

(平成27年3月作成)

【お問い合わせ】

境港市役所 建設部  
管理課 管理係

電話 0859-47-1076  
E-mail [kanri@sakaiminato.city.lg.jp](mailto:kanri@sakaiminato.city.lg.jp)

〒684-8501 境港市上道町3000番地

## 狭あい道路では・・・

建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路（※）で、道路の幅員が4メートルに満たない道路を「狭あい道路」といいます。

このような狭あい道路では、次のような問題があります。

日常生活において

- ・車のすれ違いができない
- ・歩行者や自転車が車とすれ違うときにあぶない
- ・側溝の上を自動車が通るため、音が生じたり、側溝の痛みが早い・・・など

災害時において

- ・消防車や救急車が入りづらい
- ・地震などの災害のとき、避難がしにくい・・・など

※ 建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路

建築基準法では、原則として幅が4m以上の道路に接していないと建築物を建築することができません。ただし、道路幅が4m未満であっても、建築基準法適用前から建築物が立ち並んでいた既存道路で、行政庁から指定を受けた場合には道路とみなされます。この道路を建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路、「2項道路」といいます。この2項道路に接している敷地に建築する場合は、道路の中心線から敷地側に2mの範囲は道路とみなされ、建築することができません。

## 狭あい道路拡幅整備事業とは

狭あい道路拡幅整備事業は、地域住民の理解と協力のもとに道路幅を拡げ、日常交通の安全や災害時の避難路を確保することにより、安全で安心の市街地形成と快適な住環境の整備を図ることを目的としています。

地域住民が主体となって決められた、狭あい道路拡幅整備の「対象路線」を市民と市の協働によって拡幅整備を行い、狭あい道路の改善をするものです。

## 狭あい道路拡幅整備事業の対象となる道路

この事業の対象となる道路は、原則として次に掲げた項目のいずれにも該当する道路となります。

- ① 狭あい道路で、道路の両方の端が他の道路に接続している道路
- ② 道路幅を4メートル（片側だけの拡幅の場合は概ね3メートル以上）に拡幅する計画であること
- ③ 道路に接する土地所有者等の2／3以上が、②の計画に同意していること

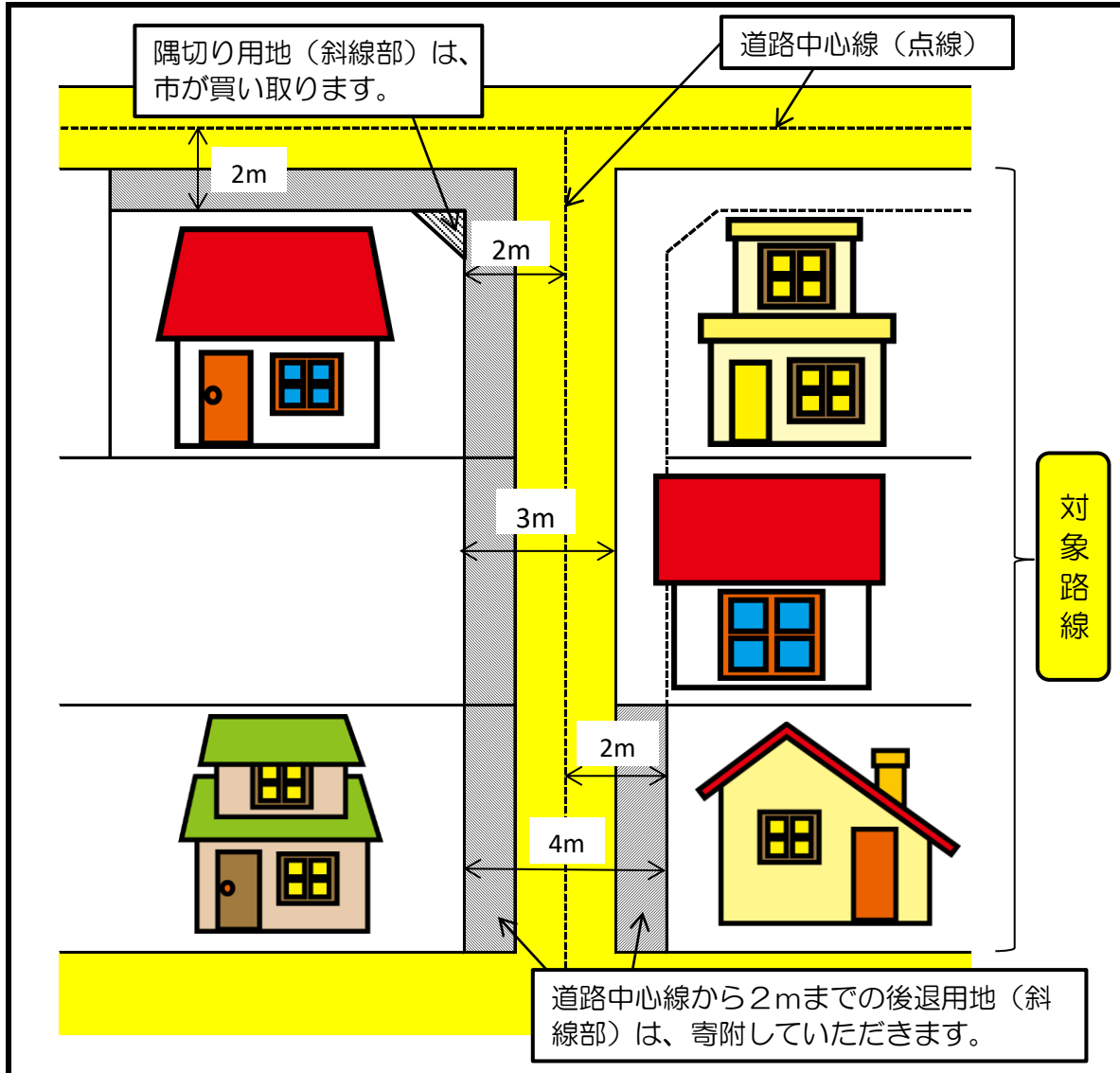
※上記のほか、特に市長が認めるときは、対象路線に認定することができますので、市役所へお問い合わせください。

# 狭あい道路拡幅整備事業の内容

## ○用地について

- 道路中心線から2mまでの用地（後退用地）は寄附していただきます。
- 狭あい道路と他の道路が交わる角地にある隅切り用地は、固定資産税評価額により市が買い取ります。

## 【イメージ図】



## ○測量・登記について

- 用地測量・分筆登記・所有権移転登記は市が行います。

## ○支障物件の移設等に対する補償

- 後退用地等の中に門や塀、立木などがある場合は、中国地区用地対策連絡会の「補償金算定標準書」に基づき、100万円を上限に補償します。

## ○道路整備について

- 拡幅した部分の舗装や側溝の整備を市が行います。

# 狭あい道路拡幅整備事業の流れ

自治会等が、狭あい道路の改善に関する相談申出書を提出

市が事前に制度説明

自治会等で、狭あい道路の改善計画を検討・合意形成

事前相談を行い、狭あい道路の改善計画検討に対し、資料収集などを支援

自治会等が、狭あい道路の改善計画に基づき拡幅整備の「対象路線」認定を申請

市が狭あい道路の拡幅整備の「対象路線」に認定

事前協議

土地所有者等が事前協議書を市に提出

土地所有者等と市が事前協議

- ①用地の形状・面積に関すること
- ②用地の取得方法に関すること
- ③登記・支障物件の移転等に関すること
- ④工程の調整に関すること

土地所有者等と市が事前協議確認書を締結

用地測量・支障物件調査を実施

用地の手続き

○道路中心線から2mまで

土地所有者が後退用地等の寄附申出書を提出

○隅切り用地

土地所有者と市が土地売買契約を締結

用地内の物件の移転等

土地所有者等と市が物件移転契約を締結

土地所有者等が物件移転等の工事物件移転等工事完了報告書を提出

分筆登記・所有権移転登記  
用地費・補償費を支払い

自治会・土地所有者等にいただくこと

拡幅した部分の舗装・側溝整備

市が行うこと